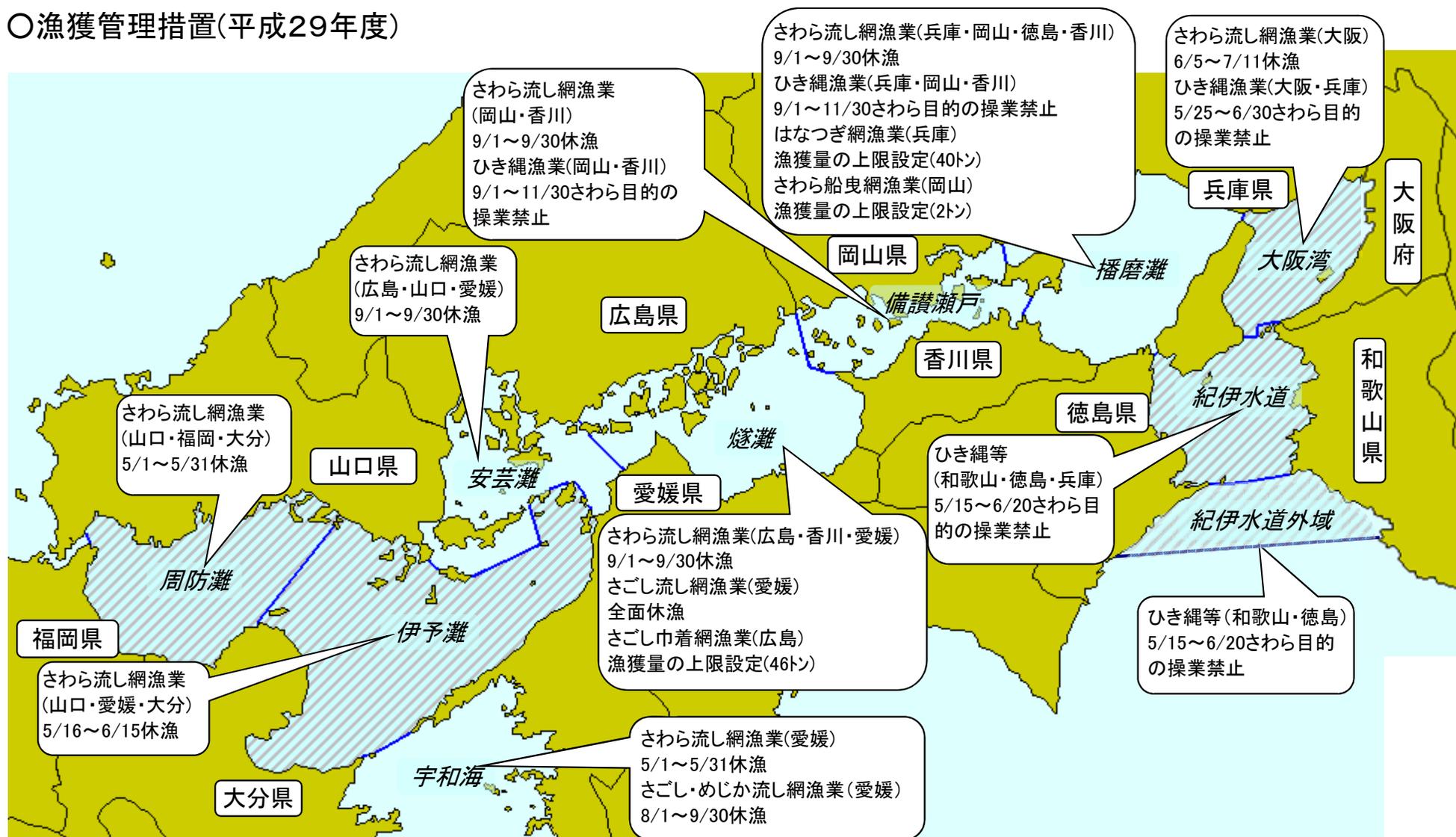


資料 2 - 1

平成 2 9 年度
サワラ広域資源管理の実施状況等について

○漁獲管理措置(平成29年度)



※斜線部分は、春漁を規制
 ※さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

※瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で規制されている「はなつぎ網」、「さわら船曳網」、「さごし巾着網」の漁獲量

区域	漁業種類	委員会指示による制限	漁獲量
播磨灘	はなつぎ網	年間漁獲量40トン以下	39.3トン
播磨灘	さわら船曳網	年間漁獲量 2トン以下	1.6トン
燧灘	さごし巾着網	年間漁獲量46トン以下	-

○ 平成 29 年度共同種苗生産の結果

(1) 採卵

香川県が担当し、種苗生産には 5 月 11 日に得た受精卵 95 万粒を使用した。

(2) 種苗生産・中間育成・放流等の実績

瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎における共同種苗生産で 81.5 千尾を生産し、6 月 6 日に関係府県に種苗を配布し中間育成の後、6 月 13 日から 6 月 19 日の間に健全な種苗を合計 64.6 千尾放流した。

平成 29 年度 瀬戸内海におけるサワラ種苗生産・中間育成・放流結果

■生産尾数：81.5 千尾（平均全長 42.4mm）

（生産尾数は、目標 12 万尾に対して約 68%となった。）

■放流尾数：64.6 千尾（放流場所別平均全長 69.9mm～87.6mm）

（放流尾数は、生産尾数 81.5 千尾に対して約 79%となった。）

■中間育成・放流場所（7 力所）

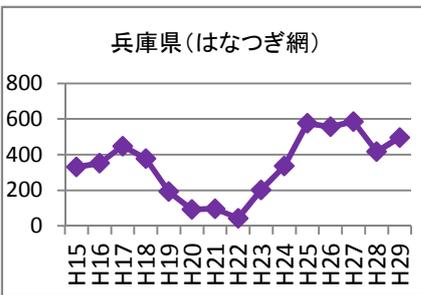
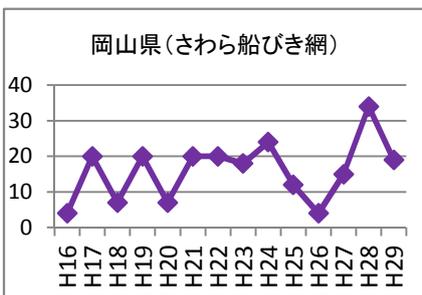
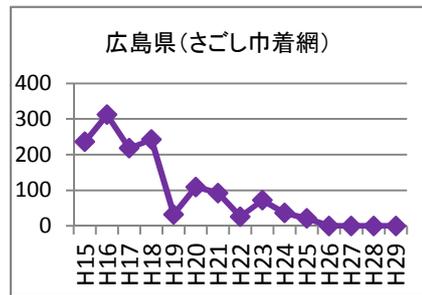
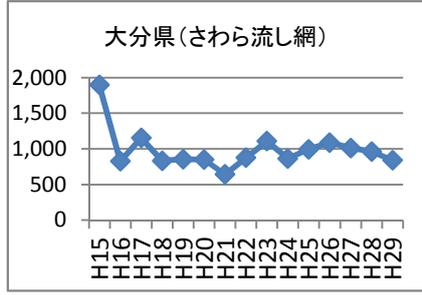
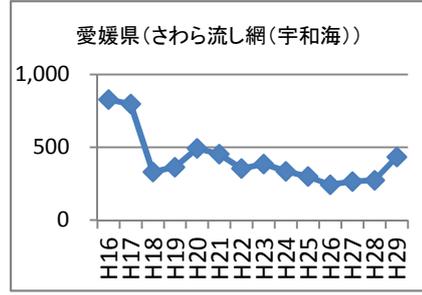
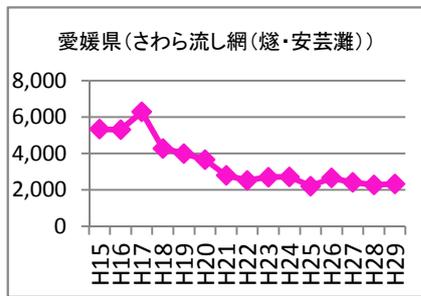
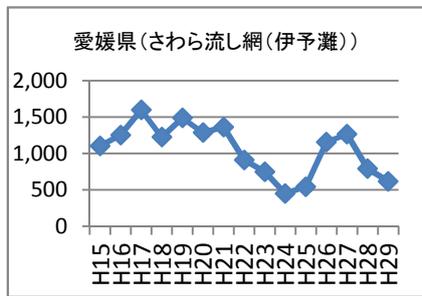
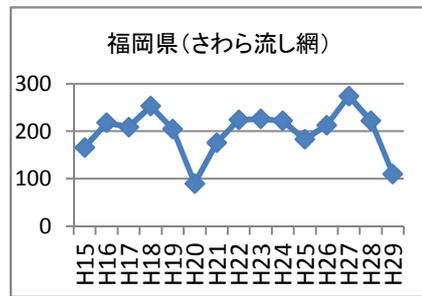
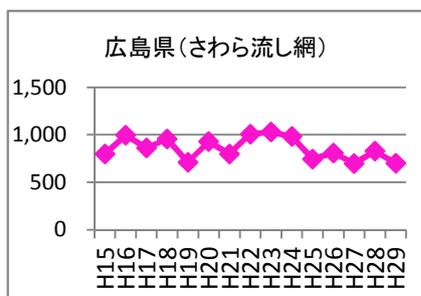
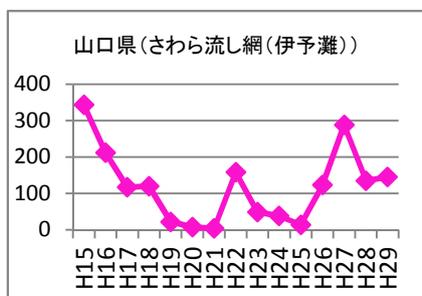
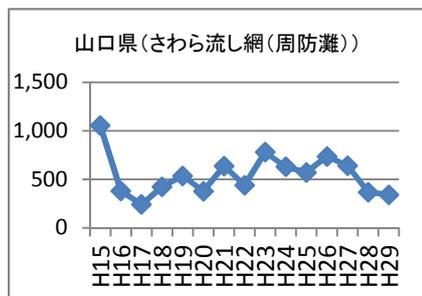
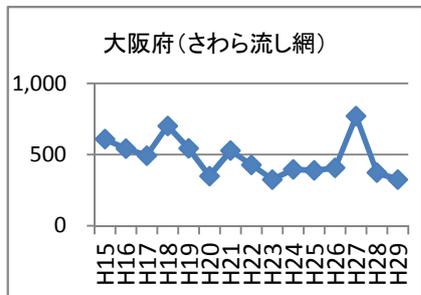
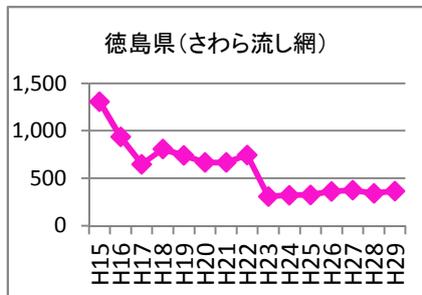
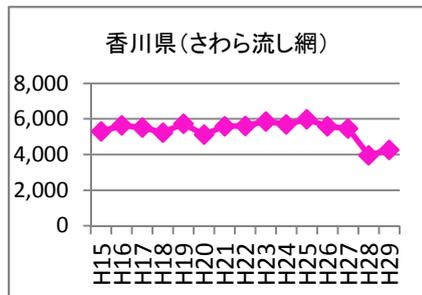
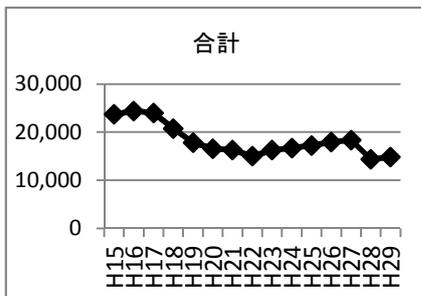
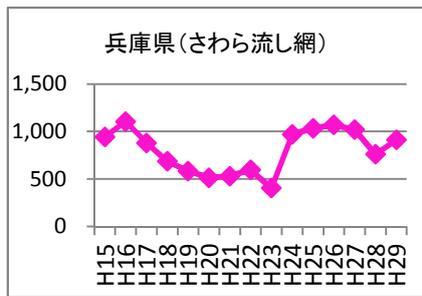
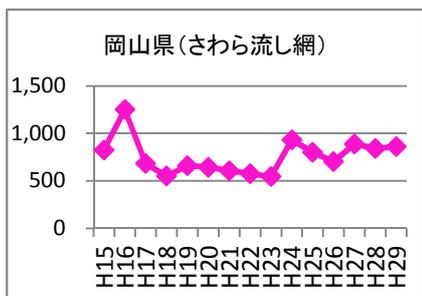
大阪府関空周辺、兵庫県五色町、兵庫県家島町、岡山県日生町、香川県さぬき市、愛媛県今治市、大分県日出町

平成29年 サワラ漁獲努力可能量(TAE)管理の実施状況

単位: 隻日

	大阪府	兵庫県		岡山県		広島県		山口県		徳島県	香川県	愛媛県			福岡県	大分県	合計
	さわら流し網	さわら流し網	はなつぎ網	さわら流し網	さわら船びき網	さわら流し網	中型まき網	さわら流し網	さわら流し網	さわら流し網	さわら流し網	さわら流し網			さわら流し網	さわら流し網	(流し網換算)
設定期間	9/1-11/30	4/20-6/15	5/6-6/15	4/20-6/15	5/1-6/15	4/20-6/20	6/1-8/31	6/16-7/31	9/1-11/30	4/11-6/15	4/20-6/15	4/1-6/30	9/1-11/30	10/1-12/31	9/1-12/31	9/1-12/31	
漁獲努力可能量(A)	5,135	3,140	2,020	6,705	74	5,813	1,288	6,787	13,455	1,736	10,440	16,590	5,880	7,490	1,440	13,500	121,461
消化量(B)	325	912	496	861	19	702	0	145	341	366	4,259	2,319	618	433	110	840	14,806
(B)/(A)	6%	29%	25%	13%	26%	12%	0%	2%	3%	21%	41%	14%	11%	6%	8%	6%	12%

TAE管理期間における出漁隻日数の推移



平成29年度サワラ放流効果調査(さわら流網試験操業)結果(岡山県)

1) 方法

平成29年10月12日、17日、24日、25日及び31日の5日間、図1に示す海域において、さわら流網(目合2.7寸、長さ10反)(表1)漁船1隻を用いて試験操業を実施した。



図1 試験操業海域

2) 結果

サワラは0歳魚126尾、1歳魚7尾の計133尾が漁獲された。
0歳魚についての調査結果の推移を表2及び表3に示した。
平成29年の0歳魚のCPUEは2.5尾/反であった(表2)。
また、0歳魚における標識魚の混入率は0.8%であった(表3)。
0歳魚の平均尾又長は454mmと昨年よりやや大きい結果となった(表3)。

表1 年別試験操業網の長さ、網目等

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
長さ	10反							
網目	2.7寸							

表2 年別試験操業日及びサワラ(0歳魚)の漁獲状況

年	H22		H23		H24		H25	
	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数
	9/29	49	10/7	27	10/3	17	10/17	12
	10/7	22	10/11	42	10/9	64	10/27	8
	10/12	38	10/18	48	10/18	18	10/30	3
	10/18	12	10/27	72	10/24	70	11/5	5
合計尾数	121		189		169		23	
うち標識魚尾数	3		9		2		1	
混入率	2.5		4.8		1.2		4.3	
CPUE	尾/隻日	30.3		47.3		42.3		5.8
	尾/反	3.0		4.7		4.2		0.6

年度	H26		H27		H28		H29	
	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数
	9/30	17	9/28	4	10/7	5	10/12	13
	10/17	17	10/6	0	10/11	99	10/17	13
	10/23	9	10/15	20	10/18	137	10/24	14
	10/29	72	10/20	8			10/25	41
			10/26	29			10/31	45
合計尾数	115		61		241		126	
うち標識魚尾数	0		0		1		1	
混入率	0.0		0.0		0.4		0.8	
CPUE	尾/隻日	28.8		12.2		80.3		25.2
	尾/反	2.9		1.2		8.0		2.5

表3 年別サワラ(0歳魚)の漁獲尾数、大きさ及び放流魚の混入率

項目	漁獲サワラ			うち放流サワラ			
	漁獲尾数	平均尾又長 (mm)	平均体重 (g)	漁獲尾数	平均尾又長 (mm)	平均体重 (g)	混入率 (%)
H22	121	432 (370~518)	652 (459~1,084)	3	443 (423~462)	722 (622~859)	2.5
H23	189	447 (348~548)	752 (392~1,199)	9	515 (477~535)	1,057 (847~1,180)	4.8
H24	169	434 (368~510)	657 (452~1,040)	2	491 (472, 510)	986 (931, 1040)	1.2
H25	28	449 (401~505)	757 (580~965)	1	495	1,008	3.6
H26	115	438 (390~520)	688 (470~1,026)	0	-	-	0.0
H27	61	455 (398~509)	760 (484~1,154)	0	-	-	0.0
H28	241	442 (389~539)	675 (470~1,059)	1	463	785	0.4
H29	126	454 (389~532)	728 (481~1,108)	1	512	1,108	0.8

水産庁受託[我が国周辺水域資源調査評価等推進事業] 平成29年度資源評価結果

参画機関:

和歌山県水産試験場

大阪府立環境農林水産総合研究所水産研究部水産技術センター

兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター

岡山県農林水産総合センター水産研究所

広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター

山口県水産研究センター内海研究部

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課

香川県水産試験場

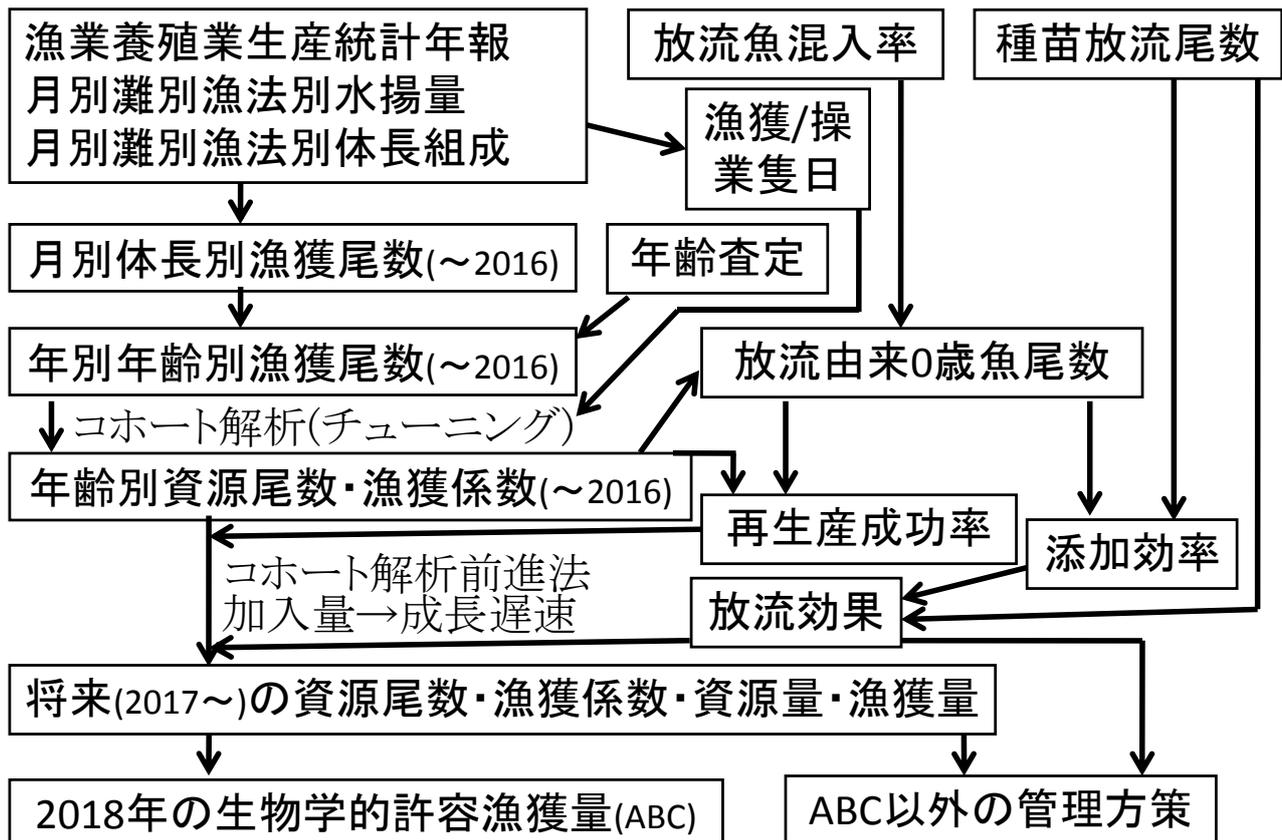
愛媛県農林水産研究所水産研究センター

福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所

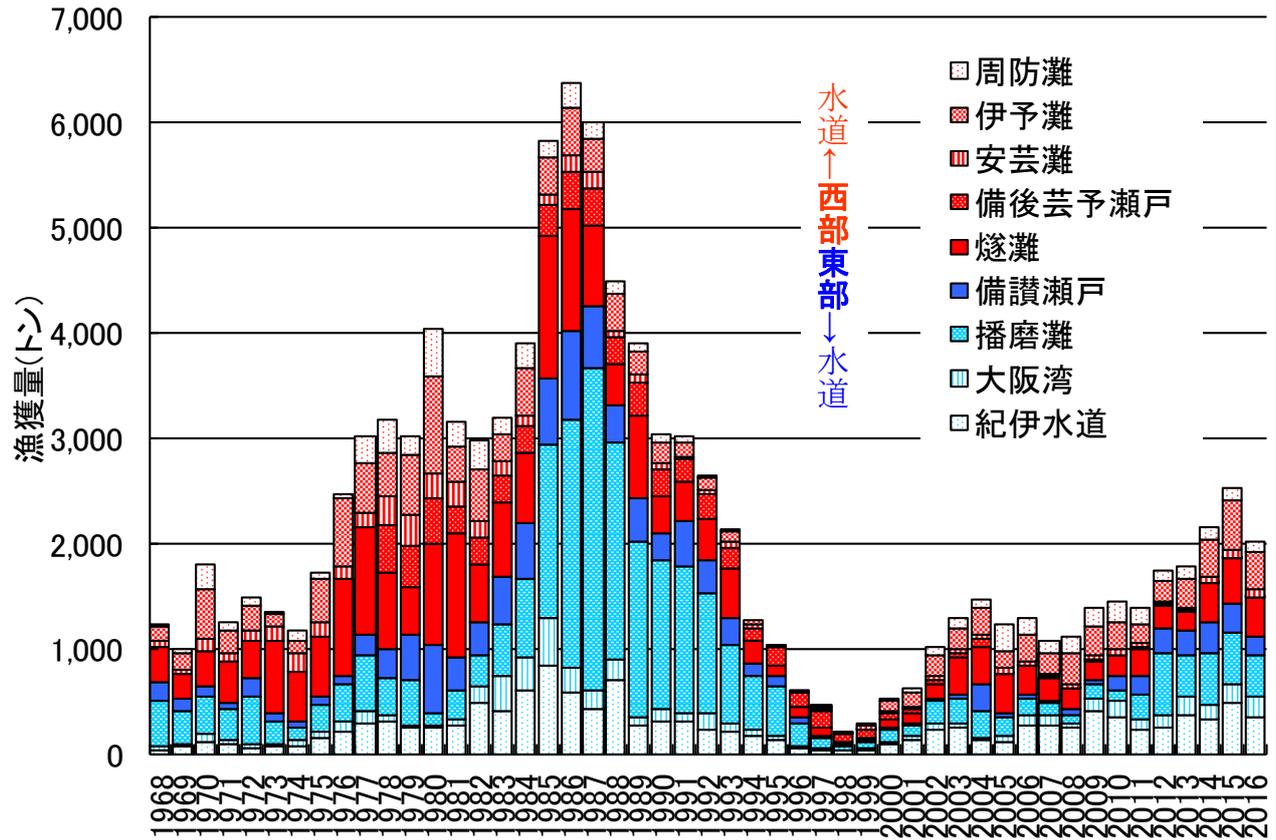
大分県農林水産研究指導センター水産研究部

責任担当:瀬戸内海区水産研究所(石田実・片町太輔)

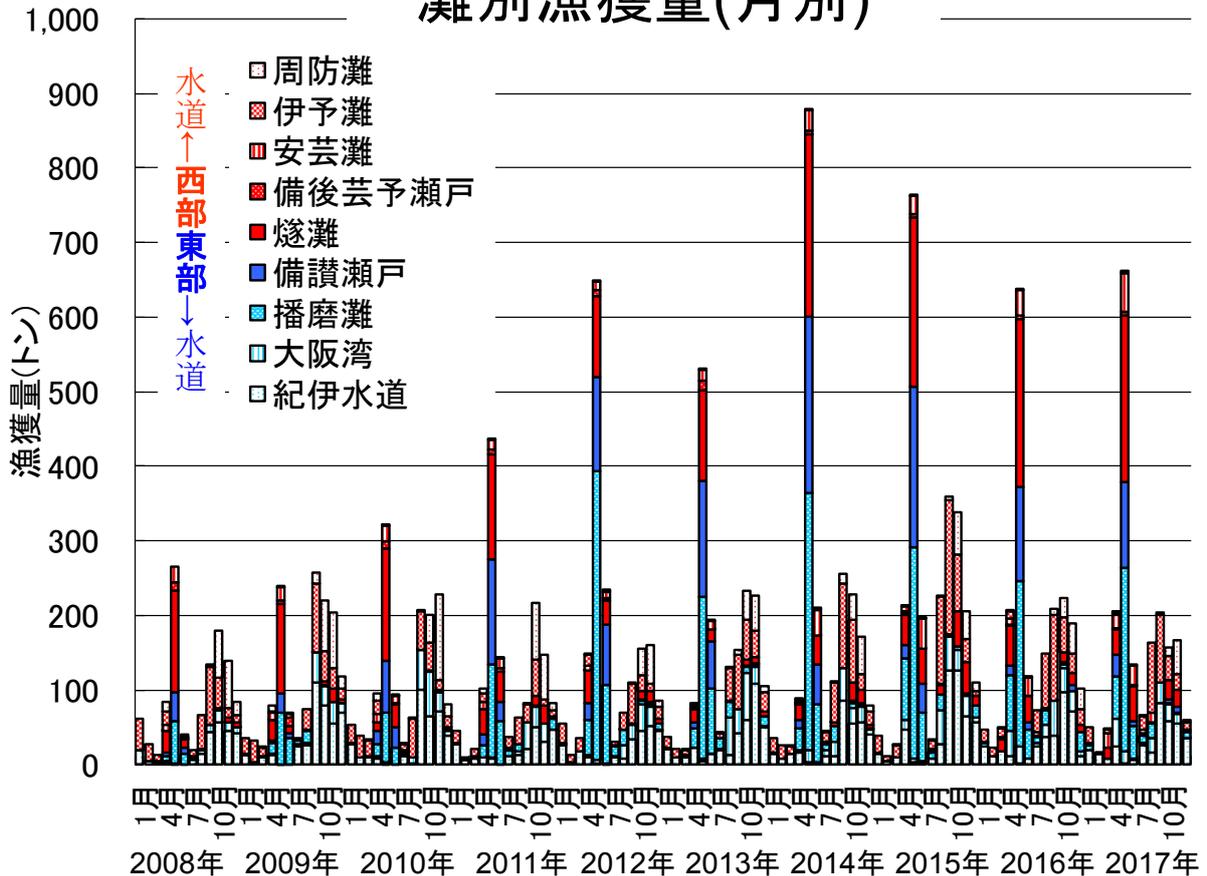
資源評価の手順



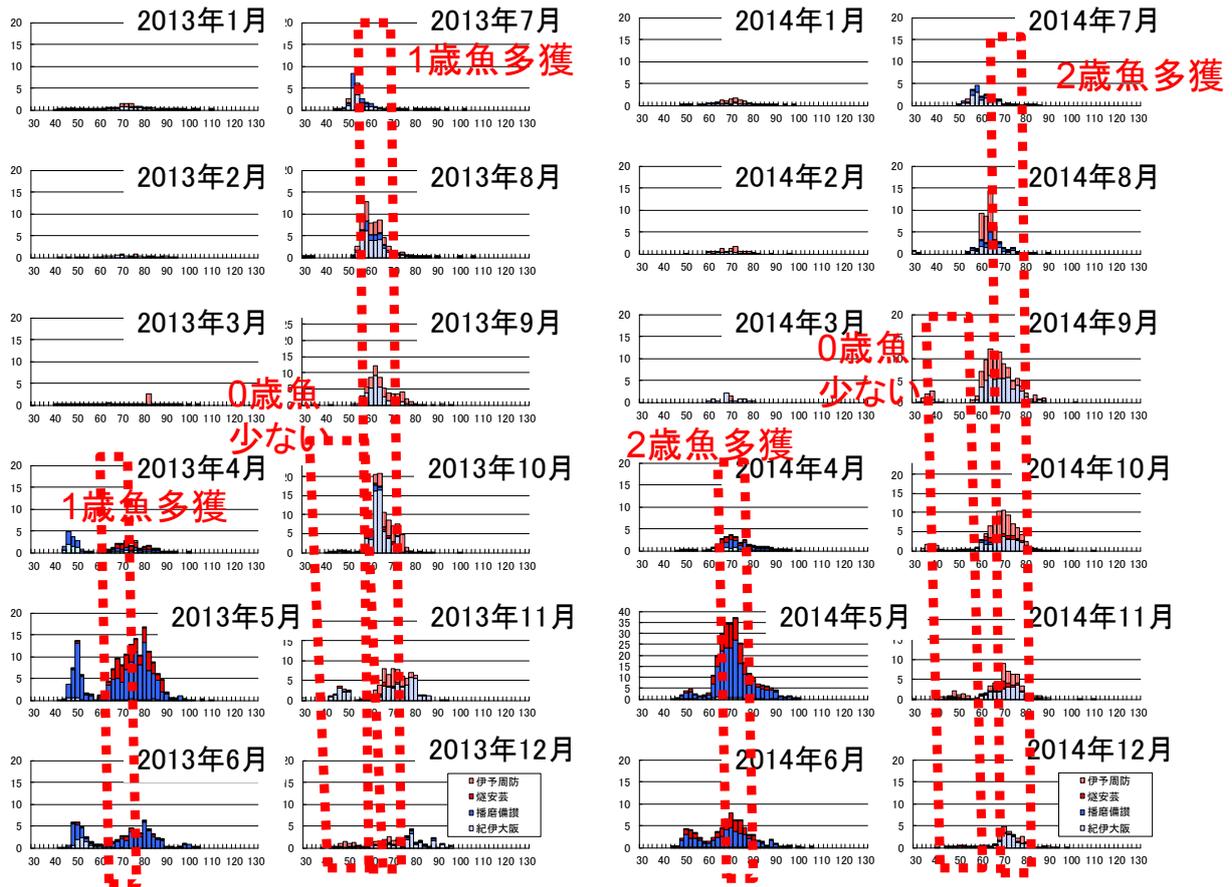
灘別漁獲量(年別)



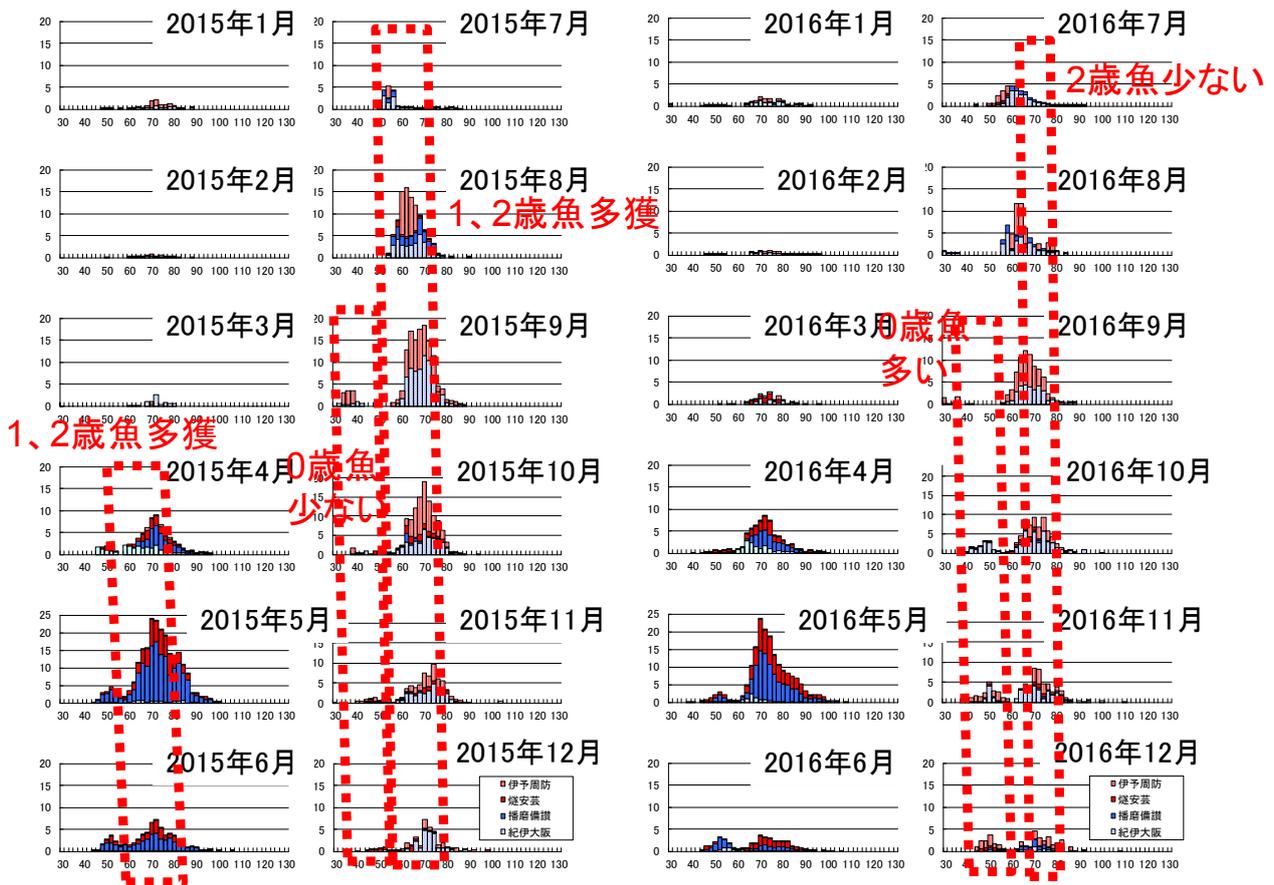
灘別漁獲量(月別)



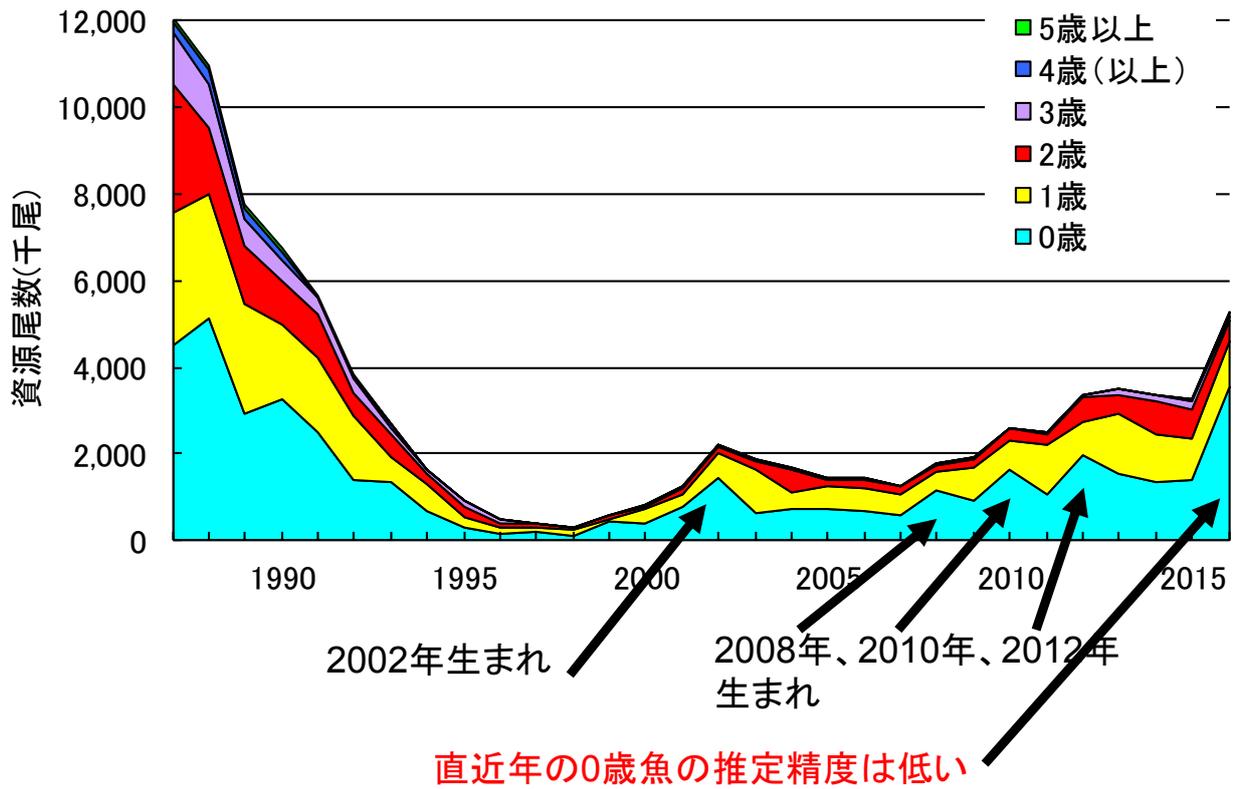
月別尾叉長別漁獲尾数(2013~2014年)千尾



月別尾叉長別漁獲尾数(2015~2016年)千尾

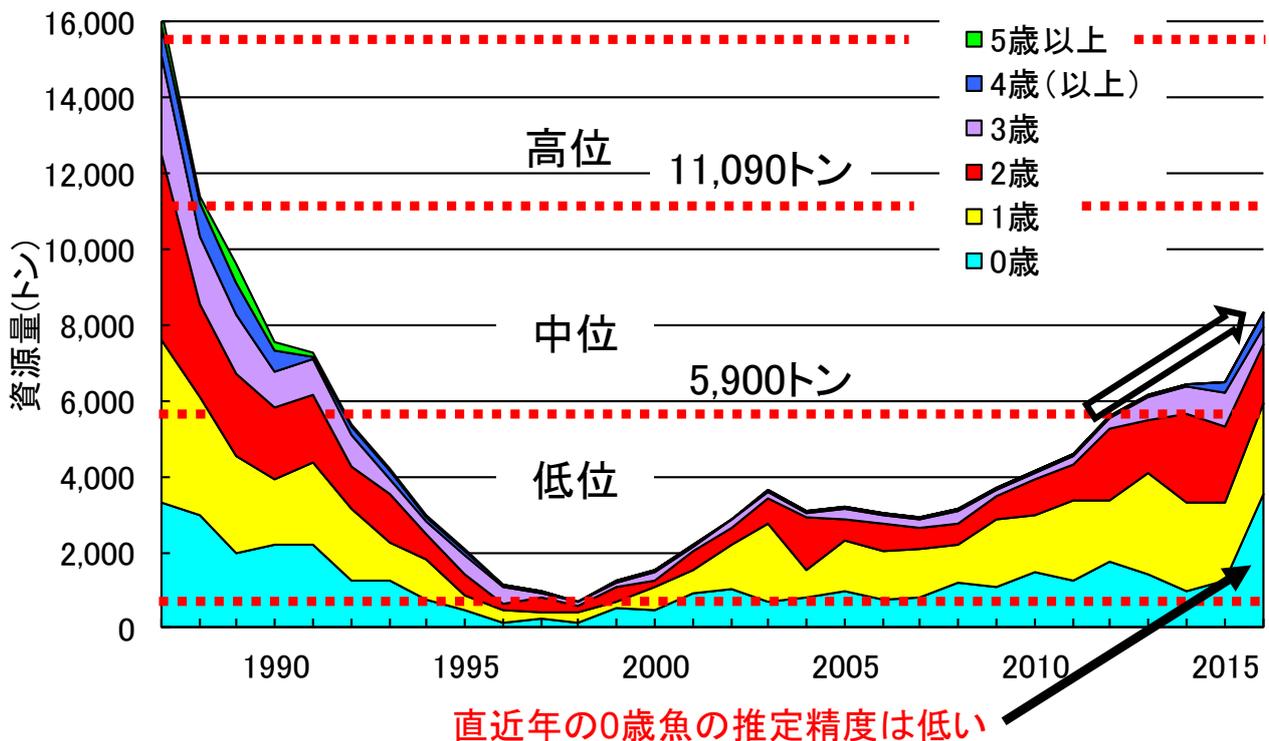


年別年齢別資源尾数推定値



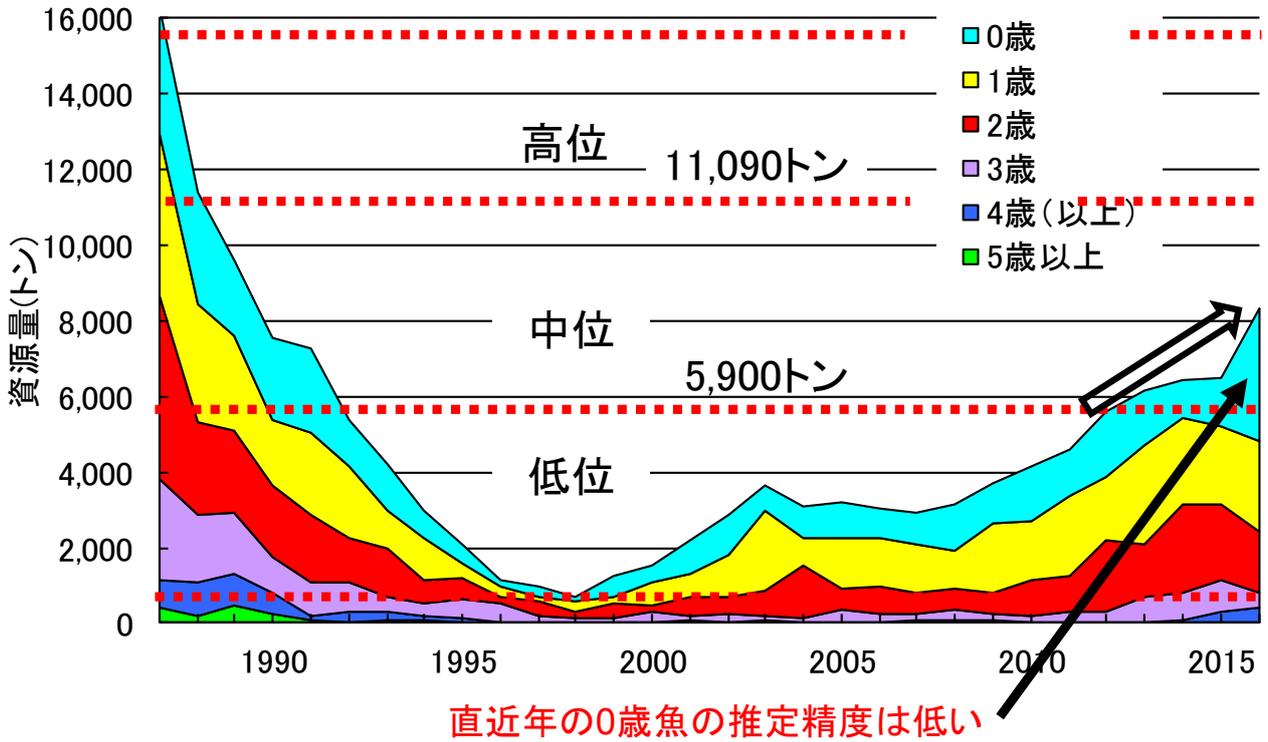
年別年齢別資源量推定値

資源水準は中位(最高~最低三分)、動向は増加(5年の推移)

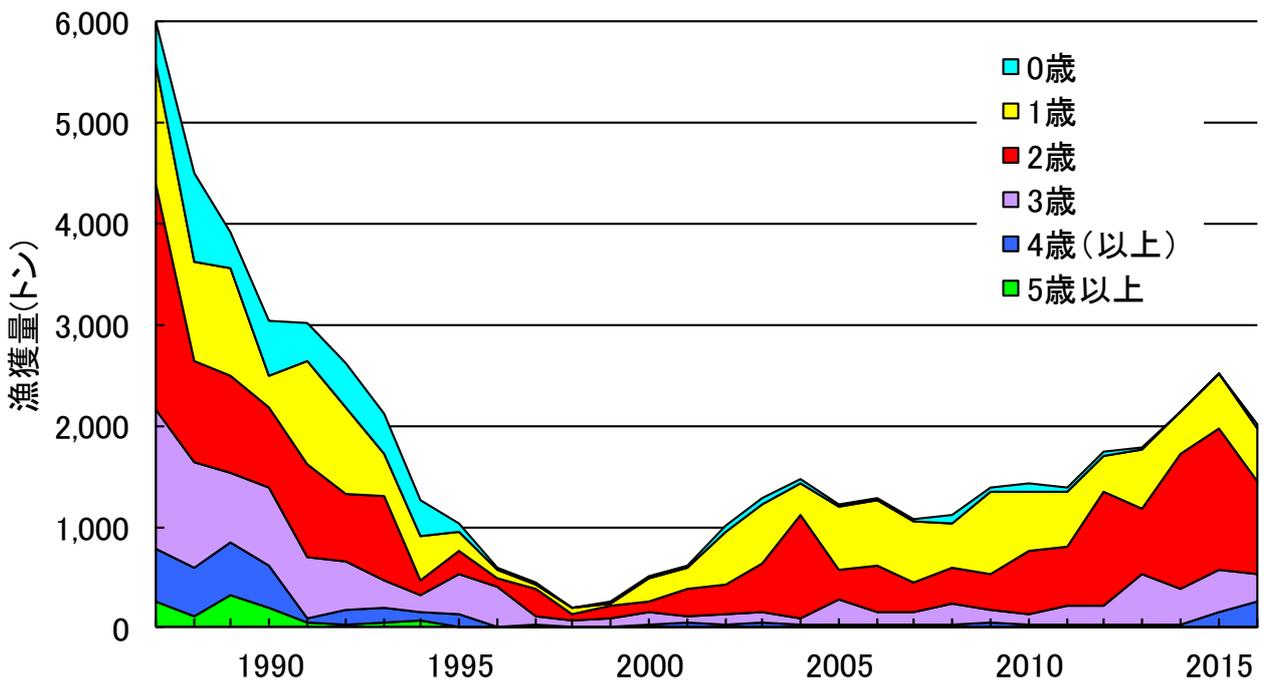


年別年齢別資源量推定値(年齢順を逆にした)

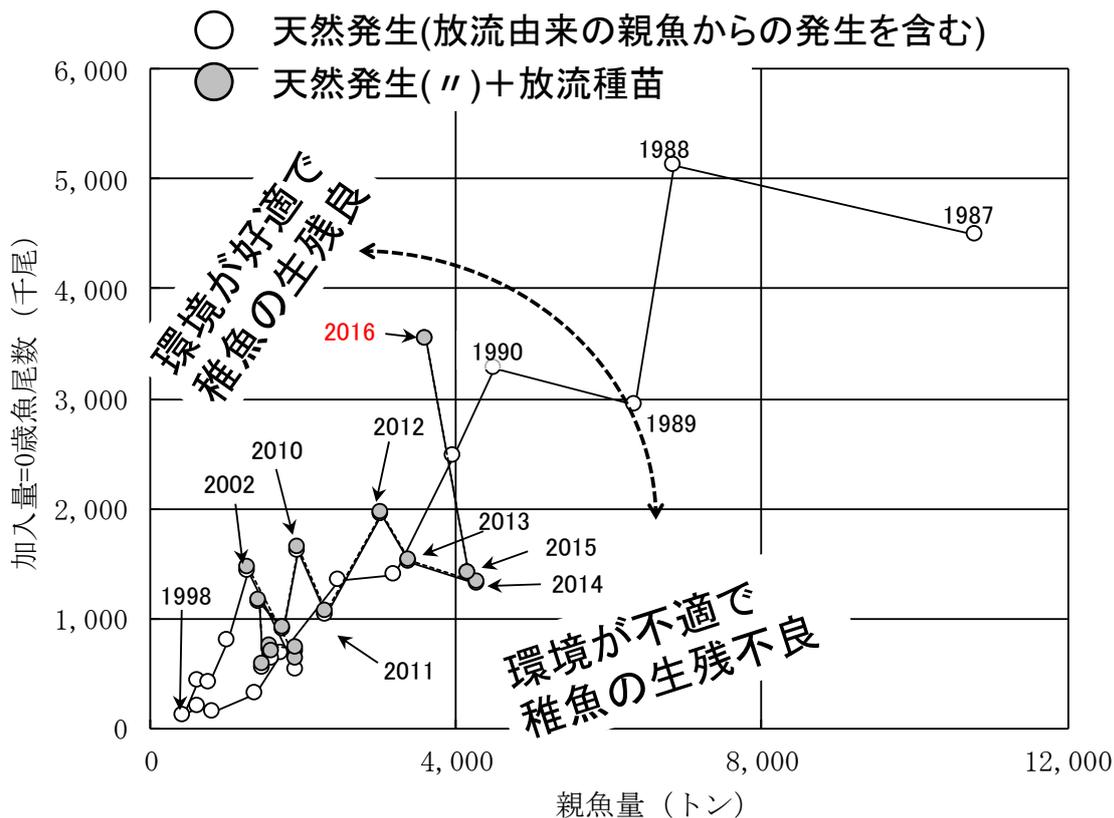
資源水準は中位(最高～最低三分)、動向は増加(5年の推移)



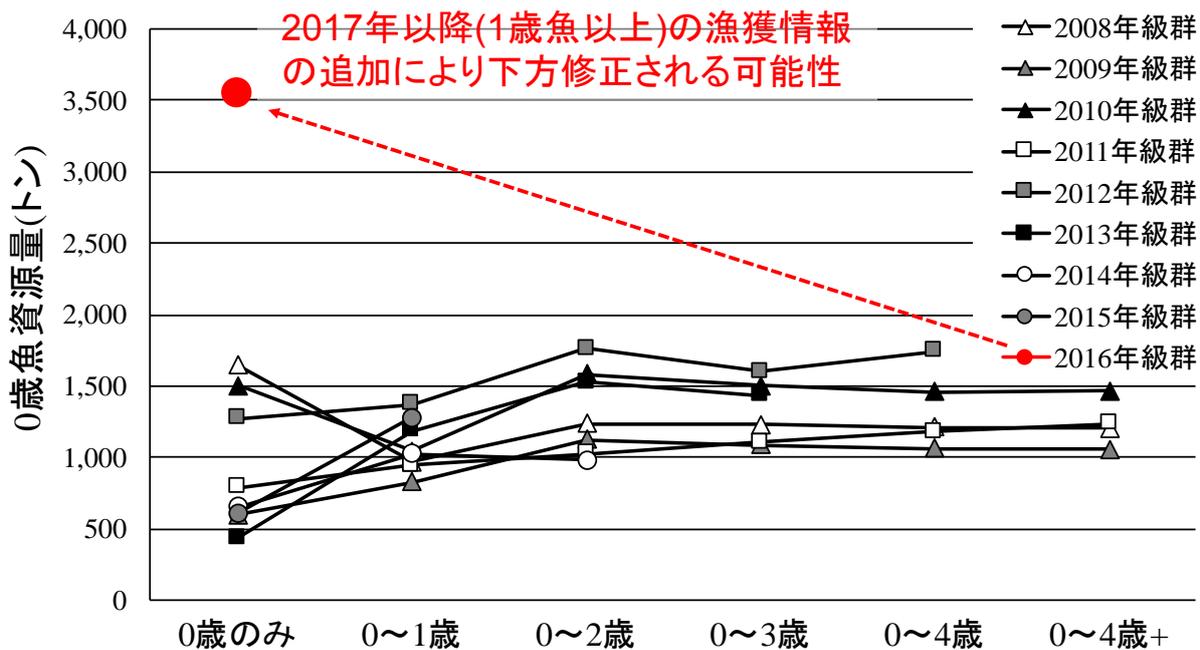
年別年齢別漁獲量



親魚量と子(0歳魚)の尾数の関係



漁獲情報追加による0歳魚資源量推定値の修正

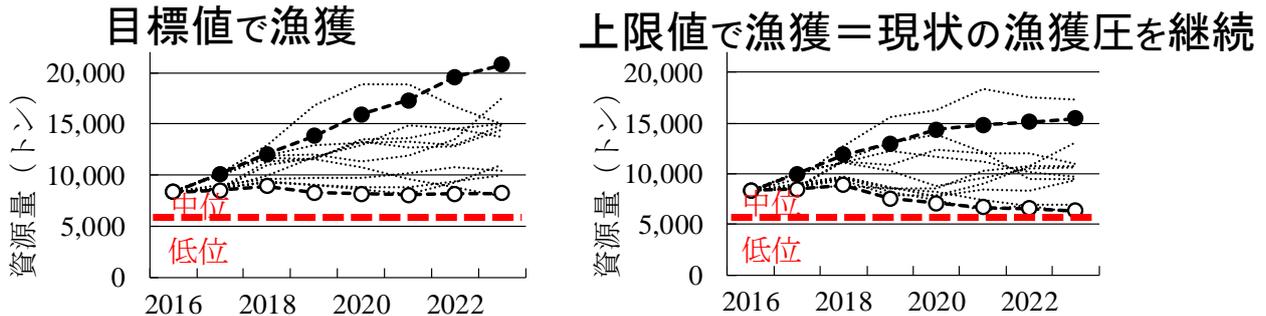


0歳魚資源量推定に用いた年齢別漁獲尾数の情報。
2016年級群は0歳の情報のみ、2015年級群は1歳まで、
2014年級群は2歳まで(以下同様)の情報をを用いて計算した。

ABC(生物学的許容漁獲量)と将来予測

	2018年漁獲量	基準	年齢平均F値	漁獲割合
目標値(target)	3,176トン	0.8F _{current}	0.66	33%
上限値(limit)	3,636トン	F _{current}	0.82	38%
現状を継続	//	//	//	//

漁獲の強さ別の将来5年間の資源量予測



●○破線:1,000回試算の上下10%、点線:10回の例

加入/親魚は無作為、加入量(=0歳魚発生尾数)を成長を反映

種苗放流と添加効率(=種苗が漁業資源に育つ割合)

年	人工種苗放流尾数 (尾)				有効放流尾数 (千尾)	0歳魚加入尾数 (9月1日) (千尾)		放流魚混入率 (%)	添加効率 (放流魚加入尾数 / 有効放流尾数)
	東部		西部			天然魚	放流魚		
	大型	小型	大型	小型					
2002	82,992	51,000	9,099	66,300	121	1,175	30	2.5	0.25
2003	83,493	94,000	15,689		123	434	83	16.1	0.68
2004	36,000		40,273	20,000	81	571	24	4.0	0.29
2005	113,419		42,086	3,000	156	582	25	4.1	0.16
2006	104,781		41,800		147	517	49	8.7	0.34
2007	216,532		53,468	80,000	290	448	34	7.0	0.12
2008	118,947		73,019	20,000	197	945	17	1.8	0.09
2009	163,248		67,088	41,000	241	738	17	2.2	0.07
2010	164,922	18,000	34,830		204	1,329	27	2.0	0.13
2011	126,525		7,690		134	850	28	3.2	0.21
2012	54,000	32,000	14,000		76	1,594	16	1.0	0.21
2013	60,000		18,000		78	1,236	12	1.0	0.16
2014	55,000	12,000	17,000		75	1,081	12	1.1	0.16
2015	25,500	6,000	700	4,500	29	1,153	0	0.0	0.00
2016	54,491		15,245		70	2,908	3	0.1	0.04
2012~2014,2016年の平均					75				0.14

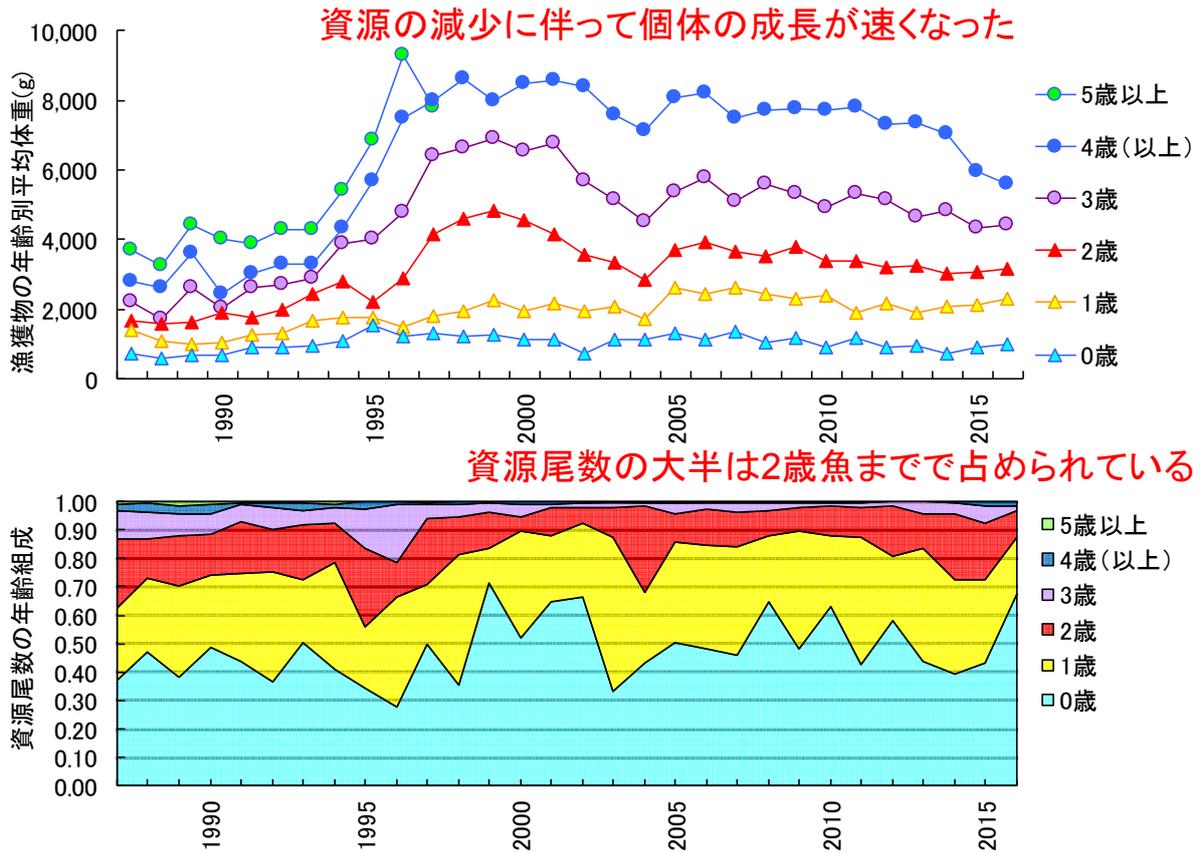
※ 有効放流尾数=大型放流尾数+小型放流尾数/4

※ 放流魚混入率は2002~2015年は1歳魚、2016年は0歳魚の値

※ 将来予測に用いる有効放流尾数及び添加効率は、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会による共同種苗生産・放流が開始された2012年から2016年(種苗の活性不良もあり、中間育成時の成長・生残率の低下につながったため放流尾数が少なかった2015年を除く)の平均とした。

$$C \div A = E$$

年齢別漁獲物平均体重と資源尾数の年齢組成



ABC以外の管理方策

2002～2011年度 資源回復計画 目標達成 ↶
 2011年の資源量は4,602トン(=2000年の3.0倍)
 2016年の資源量は8,330トン(→中位水準)

現状:		本格回復の指標:
資源水準	中位	
動向	増加	
年齢組成	若齢主体	→ 高齢魚まで
体長	大型	→ 今より小型
成熟開始	早熟	→ 晩熟

現状程度の漁獲規制を実施・継続し、出来るだけ大型魚を狙って漁獲することが望ましい

平成30年度 瀬戸内海海域サワラの共同種苗生産・中間育成・放流の取組について（計画）

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会

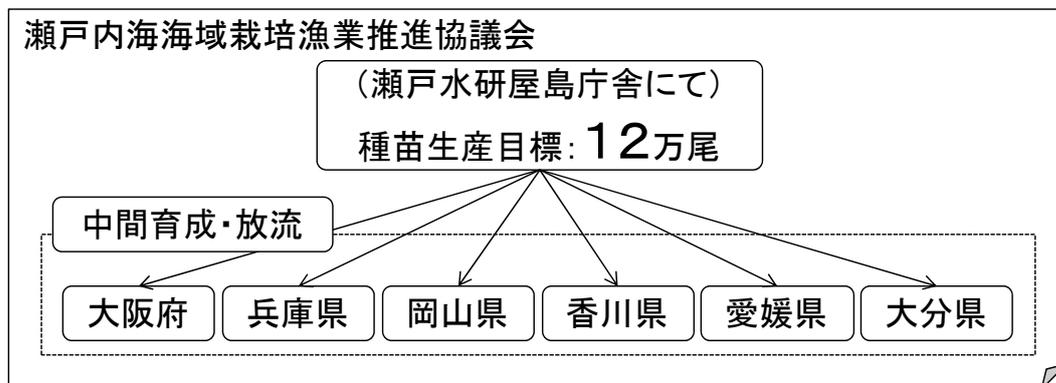
瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は「瀬戸内海海域サワラ栽培漁業広域プラン」にもとづき、関係11府県が連携してサワラ共同種苗生産を以下のように実施する。

1. サワラの種苗生産・中間育成・放流

7年目の取組となる平成30年度のサワラ共同種苗生産は、関係11府県の協力のもとに12万尾を目標に生産を行う。種苗生産等には国庫補助事業「栽培漁業総合推進事業」を活用し、（研）水産研究教育機構の指導・協力のもと実施する。

平成29年度と同様に瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎を拠点施設として種苗生産に取り組む。

中間育成・放流は放流サイズ70mmを目標として、関係府県（大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県）が連携して取り組む。



2. 共同種苗生産協力体制等

海域協議会各会員から生産技術研修員の派遣や生産に必要な物品の提供等について協力を得て、効率的な種苗生産を行う。具体的な取組内容は別紙のとおり。

平成30年度は今までの取組に加えて、サワラ仔魚の餌となるマダイ等冷凍ふ化仔魚の確保体制強化によるコスト削減や、飼育水循環方法の改善等によるサワラ初期生残率の向上を図るなど、より効率的な種苗生産を目指す。

(別紙)

瀬戸内海海域サワラの共同種苗生産・中間育成・放流 30年度計画

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会

取組内容	H30 年度計画	備考
(1)水産機構との協力協定	協力協定を締結し水産機構屋島庁舎の施設を使用する。 燃料費・光熱水道料を水産機構に支払。	
(2)生産尾数	屋島庁舎にて 12 万尾を目標に生産。	
(3)中間育成・放流	大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県が全長 70mm を目標に中間育成し放流。	
(4)採卵および卵管理	香川県が採卵・受精を実施し、受精卵を水産機構が管理。 放流効果把握のために水産機構が ALC 標識作業を実施。 100 万粒確保目標に実施。	
(5)マダイ受精卵の確保	養殖業者からマダイ親魚を借入れ、サワラ生産水槽に並列した水槽で飼育・採卵（香川県の支援協力）。 受精卵が確保できない場合は緊急対応として大阪府、和歌山県、兵庫県、広島県、山口県から入手。	
(6)活ワムシ供給体制の確保	屋島庁舎でのワムシ培養不調時に備え、関係県から活ワムシを入手できる体制を整備。	
(7)適正サイズのイカナゴシラスの安定的確保	香川県が中心となり、イカナゴシラス 1,000kg 確保目標に実施。関係府県のイカナゴシラス試験操業の漁獲物の確保を検討。	
(8)冷凍ふ化仔魚の確保	関係府県の協力を得てマダイ等の冷凍ふ化仔魚を確保。	取組強化
(9)必要人員数と配置	生産管理者（1 人）、生産管理者補助（2 人）、生産技術員（1 人）、生産技術研修員（42 人日）、パート（4 人）の配置を目標。漁業者の積極的な応援を要請。	
(10)中間育成時の栄養強化剤の共同購入	中間育成に使用するシラスの栄養強化剤を購入し各機関に配付。	
(11)共同種苗生産にかかる必要経費の確保	海域協議会 11 府県が連携して必要経費の確保に努める。	

資料 2 - 4

平成 3 0 年度
サワラ広域資源管理の取組（案）

平成30年度さわら広域資源管理の取組（案）

1. はなつぎ網・さわら船びき網の取組

（1）休漁日の追加

毎週2日の定期休漁に加え、輪番により4日間（5月：3日間、6月以降：1日間）の休漁を実施。

（2）操業時間の制限

漁業許可における操業時間の制限に上乘せし、夕方の操業時間を1時間削減。

（はなつぎ網：午後3時からの1時間）

（さわら船びき網：午後4時からの1時間）

（3）その他

- ① 漁獲量の把握について、今後も透明性を図る。
- ② はなつぎ網・さわら船びき網の漁獲量が大幅に増加し、資源に大きな影響を及ぼすことが懸念される場合には取組を見直す。

2. その他

サワラ資源の回復傾向を踏まえ、今後、目指すべき資源の水準やそれに向けての取組内容について、資源の適切な管理とともに合理的利用が図られるよう関係11府県の関係者による協議を実施。

平成 30 年度 さわら広域資源管理の取組（案）

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	週休2日、輪番休漁4日、操業時間1 時間削減
	さわら船曳網	週休2日、輪番休漁4日、操業時間1 時間削減
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間46トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

(2) 種苗放流

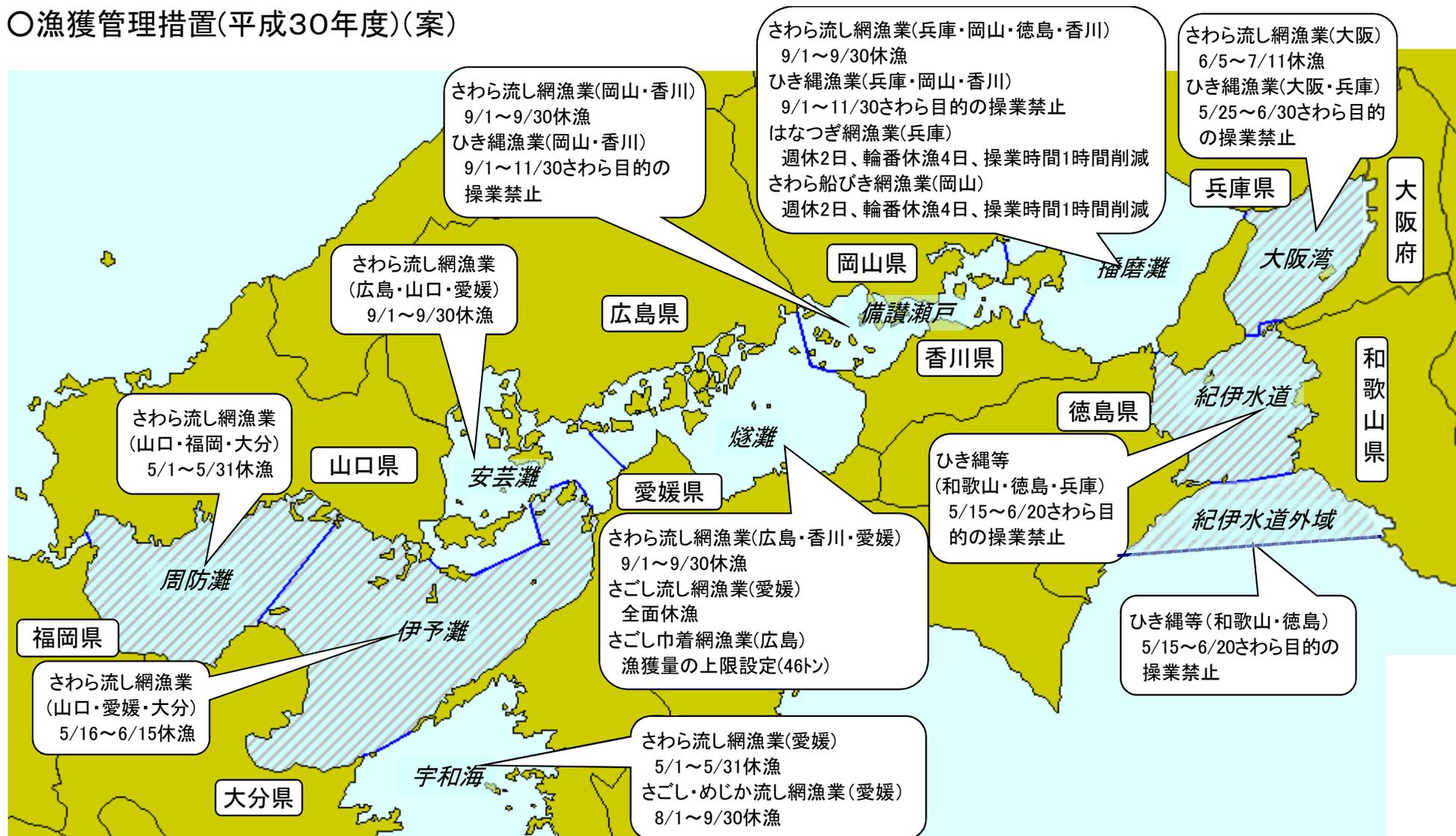
瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構との連携・協力の下で、サワラ種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○漁獲管理措置(平成30年度)(案)



※ 斜線部分は、春漁を規制
 ※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示について

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第29号の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、平成30年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第30号（案）の概要

- (1) はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）については、従来の「漁獲量管理の取組」から、
 - ① 毎週2日の定期休漁と輪番による4日間（5月に3日間、6月以降に1日間）の休漁、
 - ② 漁業許可における操業時間の制限に上乘せし、夕方の操業時間の1時間短縮による「漁獲努力量管理の取組」に変更するものとし、これに沿った規定に変更。
- (2) なお、上記①の輪番による休漁については、許可船舶毎に休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、上記①の趣旨に基づき、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。
- (3) はなつぎ網等漁業以外の漁業（流し網漁業等）については、従来の取組を継続することから現行のとおり。

(参考) さわら広域資源管理に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十九号と同指示三十号(案)との比較表

(下線部分が変更箇所)

委員会指示(案)(第三十号(案))

現行(委員会指示第二十九号)

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十号(案)

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十二日

平成二十九年三月八日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 名

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 長野 章

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。(表略)

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。(表略)

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域の操業制限
次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止(ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

周防灘	伊予灘	安芸灘		燧灘	備讃瀬戸	
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで		九月一日から九月三十日まで	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	
禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定められた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止 毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定められた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止

4 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

周防灘	伊予灘	安芸灘		燧灘	備讃瀬戸	
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで		九月一日から九月三十日まで	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	
禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	はなつぎ網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする さわら船曳網漁業におけるさわらの年間漁獲量を二トン以下とする

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十二日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 名

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三十四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三十四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖</p>

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘
<p>ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との 交点</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 <ol style="list-style-type: none"> ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線

周防灘	伊予灘	
<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>	<p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島榑崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
		さわらを目的とした操業の禁止

周防灘	伊予灘	安芸灘	燧灘
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで	九月一日から九月三十日まで
さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止 さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。